

坂井市立春江中学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和 8年4月1日 一部改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

—福井県いじめ防止基本方針より—

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行います。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ①一人ひとりが人格の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会を実現するため、自分自身を大切に、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」を重視する。そしてそうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育つことを目標とする。
- ②すべての生徒が、決していじめを行わず、またいじめを見過ごさず、いじめの深刻さと許されない行為であることを十分に理解できるように努める。
- ③すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に対処し、再発防止に努める。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育の推進

○ほめて伸ばす教育

ほめて伸ばす教育を進めることで、生徒一人ひとりの多面的な能力を引き出し、自己肯定感を育むとともに、互いの良いところを認め合う姿勢を育てる。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障がいのある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

宿泊体験やボランティア活動等を通じて、生徒同士の絆を深め、互いを認め、助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を系統的・計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組

環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止などの取組改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- 生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- 生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- 生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。

【生徒】

- いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者などに伝えることを心がけている。
- アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。
- 学校以外にも相談できる場所があることを知っている。

【保護者】

- 学校は、教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- 学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安を把握する取組を行っている。
- 学校は、ホームページ等で、いじめ防止等のための取組を生徒や保護者に伝えている。

(3) いじめの未然防止

- ・「正義を重んじる学校」を目指し、弱い者いじめや卑怯なふるまいをさせない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・授業ルールの徹底を図り、わかる授業を目指し、教職員の授業力や生徒指導力向上に努める。
- ・保護者や地域住民、関係者と連携し、いじめ防止に取り組む生徒が自主的に行う生徒会活動を支援する。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動に取り組む。
- ・インターネットや情報機器の利用について、教職員や生徒、保護者にルールを周知し、情報モラル教育の推進を図る。
- ・配慮が必要な生徒について、日常的に、その生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携及び周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - 発達障がいを含む、障がいのある生徒。
 - 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒。
 - 震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒。
 - 帰国子女等外国に繋がる生徒。 等。
- ・危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行う。

(4) いじめの早期発見

○いじめ調査等

いじめを早期に発見するために、下記の通り調査を実施する。

- 生徒対象 : 年8回（4月、6月、7月、8月、10月、11月、12月、1月、3月）
- 保護者対象 : 年2回（6月、7月、11月、12月）
- 教職員対象 : 年3回（4月、7月、8月、12月、1月）
- 自己チェック（毎日提出する「あゆみ」などの記述欄から情報を得る。）

○いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーを活用して相談体制の整備を行う。

○いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(5) いじめの事案対処

○「いじめの対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有し、「いじめ対応サポート班」による立案・対応により被害生徒を守る。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けた生徒や、いじめを報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保する。また、いじめたとされる生徒に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。また、必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、最善の方法を講じる。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも以下の2つの要件を満たしているか確認し、必要に応じて、その他複数の要素を総合的に考えて判断する。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（3か月を目安）を経過していること。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないということが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、文部科学省の「いじめの重大事態に関するガイドライン」に基づき、次のような対応をする。

- ・重大事態が発生した旨を、速やかに坂井市教育委員会に報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・坂井市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、スクールカウンセラー

<活動>

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案についての対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめ早期発見に向けた取組を行う。

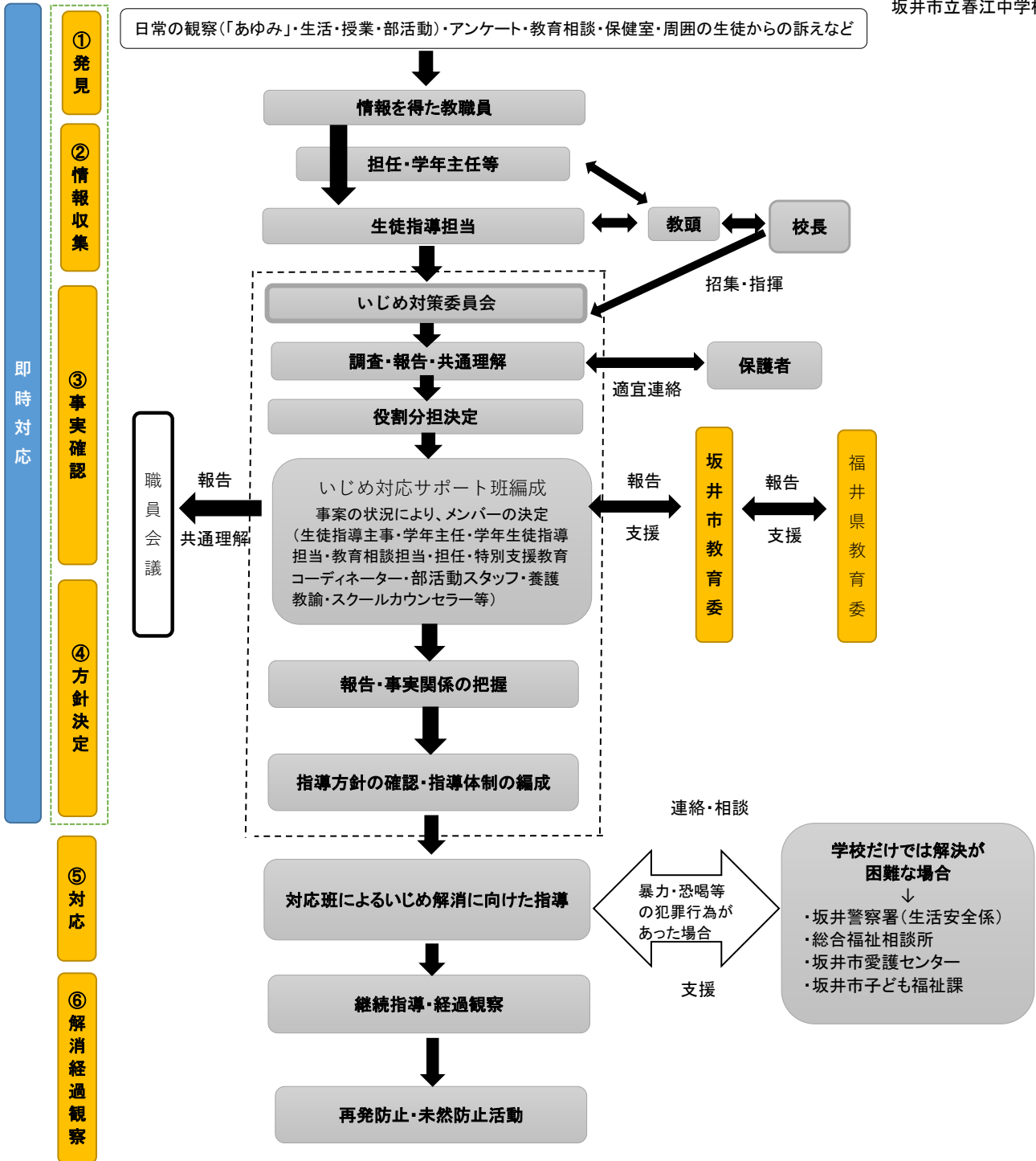
<構成員>（事案の状況により、メンバーの決定を行う）

生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、担任、特別支援教育コーディネーター、部活動スタッフ、養護教諭、スクールカウンセラー等（必要に応じて管理職及び関係機関職員）

<活動>

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定。
- ・関係者からの聴取による情報の収集と整理。
- ・被害生徒やその保護者への継続的な支援。
- ・加害生徒への指導やその保護者への説明。
- ・保護者や地域との連携。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家や警察、総合福祉相談所等との連携。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



※ 上記の対応は、基本マニュアルであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し、慎重に対応する。

※ 生命又は身体のおびやかされるような重大な事態が発生した場合

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

ネット上でのいじめ(誹謗・中傷)の削除の流れ

坂井市立春江中学校

ネット上のいじめの発見・生徒・保護者などからの相談

①

書き込み内容の確認

- ・掲示板のアドレスを記録
- ・書き込みをプリントアウト
- ・携帯電話の場合は、デジタルカメラで撮影

②

掲示板の管理人に削除依頼

②により削除されない場合又は
管理人の連絡先が不明な場合

③

掲示板のプロバイダに削除依頼

④

②・③の方法でも削除されない場合

- ・削除依頼メールの再確認
- ・警察に相談
- ・福井地方法務局に相談

削除を確認

- ・生徒や保護者への説明

令和8年度 いじめ対策の年間行動計画

【4～6月】

坂井市立春江中学校

	教員の動き	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	<p>いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定</p> <p>職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検</p> <p>PTA総会 ・基本方針の公表</p> <p>現職教育（生徒理解） 年度初めの生徒の実態把握</p> <p>★教員対象 ガイドラインチェック</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>ピアサポートプログラム活動</p> <p>★教育相談事前調査（アンケート）</p> <p>第1回 教育相談・個人面談</p> <p>部活動体験（1年生）</p>		
5月	<p>生徒指導部会（定例） 教育相談部会（定例） ↓</p> <p>いじめ対策委員会 ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>現職教育（生徒理解） ・いじめ問題への取組 ・魅力ある学校づくり</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>生徒総会（前期） 主体性のある生徒へ</p> <p>情報モラル学習 インターネットの正しい知識と安全な使い方</p> <p>体育祭 色別応援、制作などを通しての絆、居場所づくり</p> <p>よかったシャワー</p>		
6月	<p>生徒指導部会（定例） 教育相談部会（定例） ↓</p> <p>いじめ対策委員会 ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>★保護者対象 いじめに関するアンケート</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>★子どもの声調査（アンケート）</p> <p>ピアサポートプログラム活動</p> <p>思春期教室</p> <p>中体連選手壮行会 一体感を高めることで絆づくりをする</p> <p>ひまわり教室 非行防止</p>		

	教員の動き	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7月	<p>生徒指導部会（定例） 教育相談部会（定例） ↓ いじめ対策委員会 ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>指導主事訪問・授業研究 (学年・教科)</p> <p>学校評価アンケート①分析 未然防止に生かす</p> <p>保護者会 ・情報交換 ・家庭での様子確認</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>ピアサポートプログラム活動</p> <p>授業研究 (学年・教科)</p> <p>よかったシャワー</p> <p>薬物乱用防止教室</p> <p>町内でのボランティア活動 地域の祭り等</p>		
8月	<p>いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの 分析をもとに ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点項目確認</p> <p>★教員対象 ガイドラインチェック</p> <p>現職教育 (いじめ防止について)</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>★2学期スタートチェック (アンケート)</p> <p>文化祭に向けた取組 (絆、居場所づくり)</p>		
9月	<p>情報発信 ・学校評価アンケート①結果 ・2学期の取組 等 ↓ ホームページ・通信等で</p> <p>生徒指導部会（定例） 教育相談部会（定例） ↓ いじめ対策委員会 ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>現職教育（生徒理解） 夏休み明けの生徒</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>文化祭</p> <p>福祉体験 ボランティア活動</p> <p>修学旅行 計画やルールづくり などを通してのコミ ニケーション活動</p> <p>よかったシャワー</p>		

	教員の動き	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	<p>生徒指導部会（定例） 教育相談部会（定例） ↓ いじめ対策委員会 ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>★教育相談事前調査（アンケート）</p> <p>第2回 教育相談・個人面談</p> <p>赤ちゃん抱っこ体験</p> <p>資源回収（地区内の活動を通して絆を深める）</p>		
11月	<p>生徒指導部会（定例） 教育相談部会（定例） ↓ いじめ対策委員会 ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>★保護者対象 いじめに関するアンケート</p> <p>指導主事訪問・授業研究 （学年・教科）</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>生徒総会（後期） 自ら考えられる生徒へ</p> <p>★いじめ悩み学校生活アンケート</p> <p>企業訪問 進路選択の意識の啓発</p> <p>授業研究（学年・教科）</p>		
12月	<p>生徒指導部会（定例） 教育相談部会（定例） ↓ いじめ対策委員会 ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>保護者会 ・情報交換 ・家庭での様子確認</p> <p>学校評価アンケート②分析 ・未然防止に生かす ・1学期との比較</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>人権週間</p> <p>ハーモニーコンサート</p> <p>思春期教室</p> <p>思春期教室</p> <p>★子どもの声調査（アンケート）</p> <p>ピアサポートプログラム活動 絆、居場所づくり</p> <p>よかったシャワー</p>		

	教員の動き	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1 月	<p>生徒指導部会（定例） 教育相談部会（定例） ↓ いじめ対策委員会 ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>情報発信 ・学校評価アンケート②結果 ・3学期の取組 等 ↓ ホームページ・通信等で</p> <p>★教員対象 ガイドラインチェック</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>★教育相談事前調査（アンケート）</p> <p>第3回 教育相談・個人面談</p> <p>ピアサポートプログラム活動 絆、居場所づくり</p>		
2 月	<p>生徒指導部会（定例） 教育相談部会（定例） ↓ いじめ対策委員会 ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>現職教育（生徒理解） 生徒の実態把握 反省と次年度へ生かす</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>ピアサポートプログラム活動 絆、居場所づくり</p> <p>情報モラル学習 インターネットでのトラブル、犯罪防止</p>		
3 月	<p>生徒指導部会（定例） 教育相談部会（定例） ↓ いじめ対策委員会 ・いじめ対策 等 ・生徒の現状報告 等</p> <p>学校評価アンケート③分析 ・年間での比較</p> <p>情報発信 ・学校評価アンケート③結果 ↓ ホームページ・通信等で</p>	<p>生徒の記録「あゆみ」 実態把握、記録、情報共有</p> <p>卒業生を送る会・部活動単位での送る会 制作や活動を通して絆、居場所づくり</p> <p>校内球技大会</p> <p>★子どもの声調査（アンケート）</p> <p>よかったシャワー</p>		